

報告第17号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第10号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年10月15日

幕別町長 岡田 和夫

損害賠償の額の決定及び和解について

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

平成25年8月11日午後0時30分頃、幕別町南町71番地先、町道南町団地道路5号において、車道中央部に設置してある側溝の上を相手方が運転する車両が通過した際に、側溝に被せられている金物蓋が跳ね上がり、その衝撃により車両右側面下部の燃料タンクを損傷する事故が発生したことから、これに対する物的損害額を相手方に賠償し、和解するものである。

2 損害賠償額 102,669円

3 損害賠償及び和解の相手方

札幌市白石区本通18丁目北4-1

佐川急便株式会社 北海道支店長 中村正和

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。